

ユニフォーム等の着用基準に関する Q&A

Q 1. 今回の改正点は何ですか？

- A. 従来の基準「3. その他」ユニフォームへの「製造メーカーロゴ」の変更や「登録団体名」「スポンサー広告」等の掲載について改訂いたしました。
開始時期は令和元年6月10日（月）となります。

Q 2. 登録団体名のサイズが 130 cm²、40 cm²以内となっていますが、6月10日時点で既に作成した今年のユニフォームのサイズが範囲を超えています。
着用はできないのでしょうか？

- A. 既に作成されている場合は、今年度に限り着用を可能といたします。なお、今後作成される場合は基準内での作成をお願いします。

Q 3. 「登録団体名」、「スポンサー広告」以外に名前等を入れるのは駄目ですか？

- A. ユニフォーム袖口に刺繍で小さく入れることは問題ありませんが、フロント部分や背面へのプリント表示はご遠慮ください。
ただし、ゼッケン着用により隠れる場合は問題ありません。

Q 4. 「スポンサー広告」は誰でも掲載できますか？

- A. 特に制限はありませんが、日本連盟「競技者規程」第3条第1項において、登録団体の承認が必要となります。また、企業等から金銭を受領し掲載する場合は税務署への申告等が発生する場合があります。

Q 5. 今回の改訂とは別ですが、「アームカバー」や「手袋」「サングラス」等は試合で着用できないのですか？

- A. 日本連盟ユニフォーム基準では、ご相談の物品については「サポーター」「帽子」と同様に規定は行っておりませんので着用は可能といたします。しかし「フェイスマスク」は、客観的に見てソフトテニス自体のイメージダウンにも繋がることや、着用により常時本人確認ができない状態にもなるので、身体的な影響がない場合はご遠慮いただきたく存じます。
現在も身体的影響がある方には診断書のご提示をお願いしております。